破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第１６７６号
名古屋市西区新道１丁目２番18号　アベニュー22―407号
債務者　近藤　桑夫
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　修三
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月29日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３１２号
仙台市泉区松森字前田57番地の１　ルミネール泉401
債務者　吉本　武史
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米谷　　康
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月17日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５８８号
仙台市泉区虹の丘１丁目８番地の15
債務者　中村　尊男
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　靖祥
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第４５４号
神奈川県小田原市成田２番地の３　メゾンパティオＢ
債務者　山中　美香
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊奈　誠司
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月26日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５４号
三重県津市高茶屋５丁目４番16号　デアコートＣ202、前住所三重県津市高茶屋小森町1732番地27
債務者　西村　光司
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　正洋
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３４７号
福岡県筑紫野市湯町２丁目３番１―504号、前住所福岡県筑紫野市湯町２丁目３番１―1407号
債務者　西　　英彰
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　立野　憲司
4　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月17日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１００号
宮城県遠田郡涌谷町字田沼町24番地１
債務者　及川　義朗
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松林　昌紀
4　破産債権の届出期間　平成23年９月８日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時50分
6　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第５３９号
奈良県桜井市大字上之庄504番地の１　Ｂ101
債務者　矢野　小吉
1　決定年月日時　平成23年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　泰成
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月27日午前10時20分
6　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
奈良地方裁判所

平成２３年（フ）第５３号
青森県三戸郡階上町蒼前西１丁目９番地2875フォーシーズン202、前住所青森県八戸市東白山台２丁目17番22号
債務者　福田　正行
1　決定年月日時　平成23年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　　薫
4　破産債権の届出期間　平成23年９月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６６４号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　107号棟307号室
債務者　東正自動車こと　小池　正昭
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　破産債権の届出期間　平成23年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６６５号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　107号棟307号室
債務者　小池　一雄
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　　和宏
4　破産債権の届出期間　平成23年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９８号
愛知県豊橋市花田町字斉藤56番地13、従前の住所愛知県新城市豊岡字ドウデイ２番地162
債務者　鈴木　　凡
1　決定年月日時　平成23年７月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波田野浩平
4　破産債権の届出期間　平成23年８月22日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月２日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第２０６０号
札幌市中央区南12条西14丁目２番12―401号
債務者　吉田歯科クリニックこと　吉田　健吾
1　決定年月日時　平成23年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤めぐみ
4　破産債権の届出期間　平成23年９月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成23年10月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６号
愛知県一宮市萩原町西宮重662番地
債務者　伊藤　勝弘
1　決定年月日時　平成23年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　米澤　孝充
4　破産債権の届出期間　平成23年８月26日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月18日午後１時15分
6　免責意見申述期間　平成23年10月28日まで
名古屋地方裁判所一宮支部